

ご契約者様へ

- ◇駐車場一時使用契約約款
- ◇保証委託契約約款
- ◇個人情報の取得・利用・提供等に関する条項
- ◇駐車場一時使用契約約款・保証委託契約約款 付則

各規約に同意の上、「申し込む」ボタンを押してください。

駐車場一時使用契約約款

本駐車場一時使用契約約款(以下「本駐車場使用約款」という)は、貸主(以下「甲」という)と駐車場使用者(以下「乙」という)との間で締結される、駐車場の使用に関する契約(以下「本契約」という)に適用される。

本契約は、株式会社ハッチ・ワーク(以下「丙」という)が提供するオンラインサービス「at PARKING online」(以下「丙サービス」という)上で締結される。

契約当事者、対象となる駐車場、対象となる契約車両、駐車場使用料、使用期間、等の契約要項は、丙サービス上のマイページ内の契約物件詳細欄や契約情報欄(以下「契約要項」という)に定めるとおりとする。

第 1 条(駐車場の使用)

甲は、乙に対し、契約要項に定める駐車場(以下「本駐車場」という)を、本契約に定める条件に従って使用させ、乙はこれを使用する。

第 2 条(保証委託契約の締結)

乙は、本契約に基づく甲に対する債務につき、丙との間で保証委託契約を締結しなければならないが、乙が保証会社との間で当該保証委託契約を締結しない場合、又は、乙が保証会社の実施する審査に合格しない場合、甲は本契約を締結せず、又は、解除することができる。

第 3 条(契約期間)

1. 本契約の期間(以下「契約期間」という)は、契約要項に定めるとおりとする。
2. 前項の契約期間は、甲又は乙が、期間満了の 1 ヶ月前までにいずれの当事者からも書面により更新しない旨の通知をした場合を除き、1 年間同一条件にて更新され、以後も同様とする。

第 4 条(使用目的)

乙は、本駐車場を、契約要項に定める車両(以下「契約車両」という)用の駐車場としての目的で使用するものとし、他の目的で使用してはならない。

第 5 条(委託)

1. 甲は、本契約に定める貸主としての業務の全部又は一部を、丙に委託できる。
2. 丙は、甲から受託した業務の全部又は一部を、丙が指定する第三者に再委託することができる。

第 6 条(使用料等・丙による収納代行)

1. 各月の駐車場使用料、初期費用、更新料及びその他の費用(次項以下に定める収納代行にかかる手数料を含むが、これに限らない)(以下総称して「使用料等」という)は、契約要項に定めるとおりとする。
2. 甲は、丙に対し、使用料等を代理受領する権限を付与するとともに、以下の収納代行業務(以下「収納代行業務」という)を委託する。
 - (1) 本契約に基づき、乙が甲に対して支払義務を負う各月の使用料等の代理受領
 - (2) 代理受領した使用料等の甲への引き渡し
3. 甲は、前二項に基づき、乙が丙に対して使用料等を支払った時点で、乙が甲に対して負う当該使用料等支払債務は履行完了により消滅し、以後甲は乙に対して当該使用料等の支払いを請求しないことを相互に確認する。
4. 乙は、以下に定める支払期限、支払方法に従い、丙に対し使用料等を支払う。

口座振替による支払いの場合

 - (1) 収納代行手数料:金 150 円(税別)は、乙の負担とする。
 - (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日に乙の指定する口座からの口座振替の方法により支払うものとする。乙は、甲及び丙に対して丙の定める方法により当該口座の通知を行うものとする。

- (3) 乙の預金残高不足により口座振替ができなかったとき、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、予定額(口座振替ができなかった使用料等と収納代行手数料の合計額)、及び丙の請求手数料として金 500 円(税別)を支払う。

振込による支払の場合

- (1) 振込手数料は実費すべてを乙の負担とする。
 - (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日までに甲又は丙の指定する支払先口座に振込む方法により支払うものとする。甲又は丙は、乙に対して電子メールその他丙の定める方法により当該支払先口座の通知を行うものとする。
 - (3) 乙の振込による支払いがなかった場合、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、コンビニ決済による方法で予定額を支払う。この場合、支払時に丙の請求手数料として金 500 円(税別)を乙は負担する。
5. 甲及び丙は、乙に対し、使用料等及び前項に定める手数料に領収書及び請求書は発行しないものとする。
 6. 1 ヶ月未満の月の使用料は当該月の日数の日割計算とする(単位金1円未満は切り捨て)。
 7. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料等を改定することができる。
 - (1) 本駐車場の土地の価格の上昇又は低下、に対する公租公課その他費用の増減その他の経済事情の変動により使用料が不相当となった場合
 - (2) 近傍同種の駐車場の使用料に比較して使用料が不相当となった場合

第7条(敷金)

1. 乙は、本契約に基づく乙の債務の履行を担保するため、本契約締結日に、契約要項に定める敷金を甲に預託する。
2. 使用料の増額があった場合、乙は、増額された使用料を基準とした敷金額に満つるまで、敷金の差額を預託しなければならない。
3. 乙に、使用料等の支払遅滞等、本契約に基づく乙の債務の不履行があるときは、甲は、任意に敷金の一部又は全部を使用料その他の債務の弁済に充当できる。この場合、乙は、甲より敷金の不足分の補填について通知を受けた場合、直ちに敷金の不足分を甲に預託しなければならない。
4. 本契約期間中、乙は、敷金をもって、使用料その他本契約に基づく乙の債務の弁済に充当することができない。
5. 本契約が終了し、乙が本駐車場について第 16 条に規定する原状回復及び明渡しが完了した時に、甲は、敷金を本契約に基づく乙の未払債務の弁済に充当し、その残額を乙に返還する。
6. 乙は、本契約に定める場合を除き、甲の書面による事前の承諾なくして、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはいけなない。

第8条(各種証明書等の発行)

1. 乙からの依頼により、各種書類を発行する場合、甲は乙に対し、その費用を請求することができる。保管場所使用承諾証明書発行手数料はお申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄記載の通りとする。その他の書類についての発行手数料は、別途甲の定める金額とする。
2. 乙は、各種証明書等を発行して警察署等への届出等にこれを使用した場合、本契約終了後は速やかに警察署等に対する変更手続等必要な措置を講じなければならない。

第9条(本駐車場の変更)

1. 甲は、乙に対して、本駐車場に代えて、駐車場施設内における他の区画を指定して、駐車場所の変更を命じることができ、乙はこれに異議なく従わなくてはならない。ただし、乙は、当該申し入れを受けた場合、直ちに本契約を解約することができる。
2. 甲は、駐車場施設の修理保全及び防犯、防災等のため必要があるときは、乙による本駐車場の使用を一時的に停止し、又は車両を本駐車場外に移動することを求めることができる。この場合、乙は遅滞なく甲の指示に従わなければならない。

3. 乙が前項の指示に従わない場合、甲は、乙の駐車車両を移動させて、本駐車場外で保管することができる。この場合、乙は甲に対して、車両損壊の場合を除いて、車両移動によって生じた損害の賠償を求めることができない。

第 10 条(遵守事項)

乙は、本駐車場を善良な管理者の注意をもって使用し、甲又は丙が駐車場利用規則その他本駐車場の管理上定めた事項について、これを遵守しなければならない。また、本駐車場使用に関して生ずる一切の費用は乙が負担する。

第 11 条(禁止行為)

乙は、以下の各号の行為を行ってはならない。ただし、甲が、事前に書面による承諾をした場合にはこの限りではない。

- (1) 使用权の一部又は全部を譲渡し、又は担保に供すること
- (2) 本駐車場の一部又は全部を第三者に使用させること(賃貸借、使用貸借その他これに準ずる一切の行為を含む)
- (3) 契約車両以外を駐車すること
- (4) 本駐車場の増築、改築、模様替え、造作設備等の設置その他の原状の変更を行うこと
- (5) 甲、駐車場の他の使用者、又は近隣住民等に危険又は迷惑を及ぼす行為を行うこと
- (6) 危険物又は禁制品を持ち込み、又は、取り扱うこと
- (7) 本契約の各条項に違反する行為を行うこと
- (8) 前各号のほか甲が禁止行為として定める行為を行うこと

第 12 条(登録事項・契約車両の変更)

1. 乙は、住所、商号、代表者、連絡先その他の甲に届出た事項に変更が生じた場合、丙所定の方法により直ちに書面をもって甲又は丙に通知する。
2. 乙が前項の通知を怠ったため、甲からなされた本契約に関する通知が延着又は到着しなかった場合は、当該通知は通常到達するべきときに到達したものとみなす。
3. 乙は、契約車両を変更する場合は、事前に丙所定の方法により甲又は丙に通知しなければならない。

第 13 条(不可抗力による終了)

天災、地変、火災、その他甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により、本駐車場の維持管理ができなくなったときは、本契約は当然に終了し、かつこれによって乙の被った損害については、甲は何らの責めを負わない。

第 14 条(契約の解除)

乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は催告なく、乙に対し書面その他丙所定の方法により通知して本契約を解除することができる。

- (1) 乙が使用料等の支払を使用料2ヶ月分以上滞納したとき(丙が乙に代わって甲に代位弁済し、丙から求償されたにもかかわらず、乙が求償債務を弁済しない場合は使用料を滞納したものとみなす)
- (2) 近隣又は第三者の迷惑となるような行為があったとき
- (3) 第 11 条に定める禁止行為があったとき
- (4) 本契約のいずれかに違反し、甲が違反の是正を求めたにもかかわらず相当期間が経過しても違反が是正されなかったとき
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたとき
- (6) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき、又はそれらのおそれがあるとき(ただし、本契約等の履行に重大な影響を与えない軽微なものは除く)
- (7) 破産手続、民事再生手続その他法的倒産手続開始の申立て、若しくは私的整理の開始があったとき、又はそれらのおそれがあるとき
- (8) 支払停止若しくは支払不能の状態に至ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

- (9) 法令に違反し、その違反が重大なとき
- (10) 資産又は信用状態に重大な変更が生じ、本契約に基づく際の履行が困難になるおそれがあると認められたとき
- (11) 当事者間の信頼関係が破壊されたと甲が認めたとき
- (12) 前各号のほか、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

第 15 条(解約)

- 1. 甲又は乙が相手方に対しマイページより丙の定める方法により本契約の解約の申入れをした場合、本契約は解約の申入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日をもって終了するものとし、相手方当事者は、その申し出を拒むことはできないものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約の申入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日までの使用料相当額を甲に支払うことにより、ただちに本契約を解約することができる。
- 3. 乙は、本駐車場の使用期間の長短に関わらず、乙が支払った使用料等の内、契約事務手数料及び礼金並びに保管場所使用承諾証明書発行手数料については、解約後の返還請求をしないものとする。
- 4. 乙が支払った使用料等の内、本契約の解約日以降の使用料及び保証委託料を超過して支払っている場合は、甲又は丙は、当該使用料及び保証委託料を乙に返還するものとする。

第 16 条(原状回復及び明渡し)

- 1. 期間の満了、解約、解除、その他の事由によって本契約が終了する場合、乙は、本契約終了日までに、本駐車場の区画に保管している車両及び残置物を撤去し、本契約締結当初の原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 2. 乙が本駐車場を明け渡した後に、本駐車場内に乙が残置した物があるときは、乙は当該残置物に対する所有権を放棄したものとみなし、甲は任意にこれを処分し、処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 3. 乙が、本契約終了と同時に本駐車場を明け渡さないときは、乙は、本契約終了日の翌日から明渡済みに至るまで、使用料の倍額に相当する使用損害金、諸料金並びにそれらの消費税額等を甲に支払い、かつ明渡遅延により甲が損害を被ったときは、その損害を賠償しなければならない。

第 17 条(損害賠償)

- 1. 乙又は乙の使用人、代理人、運転者、同乗者等(以下「乙等」という)がその責めに帰すべき事由により、甲に損害(甲に無断で本駐車場の原状を変更すること、本駐車場の設備等を損壊すること、を含む)を与えたときは、乙は、甲に生じた一切の損害(弁護士費用を含む。)を賠償しなければならない。この場合、甲は、乙に対して、損害賠償請求とともに、直ちに本建物の原状回復その他必要な措置を講ずるよう請求することができる。
- 2. 本駐車場において、乙等が、その責めに帰すべき事由により他の駐車場使用者又は第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責任を負う。

第 18 条(遅延損害金)

乙が、本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、乙は、甲に対し、遅延した額に対する、弁済期の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第 19 条(免責)

- 1. 地震・風水害、火災、停電・漏水事故、盗難・損傷・滅失等の第三者の行為、不可抗力その他の甲及び丙の責めに帰することのできない事由により、乙の被った損害に対しては、甲及び丙は一切の責任を負わない。
- 2. 甲が必要と認める本駐車場の修繕・変更・改造、保守作業によって、乙の被った損害に対しては、甲はその責任を負わない。ただし、甲の故意又は重過失による損害についてはこの限りではない。
- 3. 甲の重過失により、乙が損害を被った場合、甲は使用料の 12 ヶ月分相当額を上限としてその損害を

賠償する責任を負う。

4. 甲は、本駐車場を現状有姿で乙に使用させるものとし、本駐車場のサイズ制限(長さ、幅、高さ、リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高を含むが、これらに限らない。以下同じ)を含む状況(以下「本駐車場のサイズ制限等」という)については、契約要項に定める情報にかかわらず、実際の状況が優先される。乙は、本駐車場のサイズ制限等が、契約要項に定める情報と異なることがあることにつきあらかじめ同意するとともに、契約車両を本駐車場に駐車可能かどうかについては自身の責任で確認するものとし、万一本駐車場のサイズ制限等に起因して契約車両の損傷その他いかなる事故が発生した場合でも、甲及び丙は一切の責任を負わず、当該事故により甲に本駐車場設備の損壊等の損害が生じた場合は乙は当該損害を賠償する責任を負う。

第 20 条(立入点検)

甲の指定した者は、本駐車場の保全修理、衛生、防犯その他本駐車場の維持・管理に必要と認められるときには、乙に事前に通告した上、本駐車場に立ち入り、必要な措置を講じることができ、乙はこれに協力する。

第 21 条(反社会的勢力の排除)

1. 乙等は、甲に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
2. 乙等は次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 本駐車場又は本駐車場の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - (2) 本駐車場を反社会的勢力に使用させ、又は反社会的勢力を出入りさせること
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いること、又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損すること
3. 甲又は乙が当該表明・保証に違反した場合、その相手方は自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより被った損害の賠償を請求することができる。
4. 当該表明・保証に違反した者は、相手方の解除により被った損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。
5. 甲及び乙は、反社会的勢力との取引関係を有することが判明した場合、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じなければならない。

第 22 条(本駐車場使用約款の変更)

丙は、必要と認めた場合は、本駐車場使用約款を変更できる。本駐車場使用約款を変更する場合、変更後の本駐車場使用約款の施行時期及び内容を適切な方法により周知し、又は乙に通知する。ただし、法令上乙の同意が必要となるような内容の変更の場合は、丙所定の方法で乙の同意を得るものとする。

第 23 条(譲渡禁止)

乙は、本契約に基づく乙の権利及び義務又は契約上の地位を他の第三者に譲渡その他の処分又は転貸することはできない。

第 24 条(協議)

本契約に定めなき事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決に当たる。

第 25 条(本契約に関する紛争)

1. 本駐車場使用約款は、日本法を準拠法とする。
2. 本駐車場使用約款又は本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

制定 2019 年 10 月 1 日

改定 2020 年 3 月 1 日

改定 2020 年 6 月 16 日

改定 2020 年 8 月 19 日

改定 2021 年 8 月 18 日

保証委託契約約款

本保証委託契約約款(以下「本保証委託約款」という)は、株式会社ハッチ・ワーク(以下「丙」という)と駐車場使用者(以下「乙」という)との間で締結される、賃貸人(以下「甲」という)と乙との間の駐車場使用契約(以下「駐車場使用契約」という)に基づく乙の債務についての保証委託契約(以下「本契約」という)に適用される。

本契約は、丙が提供するオンラインサービス「at PARKING online」(以下「丙サービス」という)上で締結される。契約当事者、原契約の対象となる駐車場・契約車両・駐車場使用料・使用期間、等の契約要項は、丙サービス上のマイページ内の契約物件詳細欄や契約情報欄(以下「契約要項」という)に定めるとおりとする。

第1条(保証委託)

1. 乙は丙に対し、第3条第1項各号記載の金銭の支払債務に関し、次条以下に定める内容に従い駐車場使用契約の保証人となることを委託する。
2. 丙は、乙に対し、適宜必要書類等の提出を求めたうえで、乙の信用調査及び保証引受審査を行う。これらに合格した場合、丙は甲及び乙に対し通知を行い、これにより、甲乙間の駐車場使用契約の保証人となる。
3. 丙は、前項の通知後に、乙から提供された情報又は必要書類等の記載内容に虚偽があることが判明した場合には、本契約を解除することができる。

第2条(追加的措置)

乙は、丙サービスによる契約締結手続のほか、法令等の要請により書面等の作成が必要となった場合、丙の指示に従い、これに協力する。

第3条(保証対象債務の範囲)

1. 乙が丙に対し、委託する保証の範囲は、第5条に定める保証委託期間(以下「保証委託期間」という)中に発生する、乙が甲に対して負担する債務のうちの以下の債務(以下「保証対象債務」という)とする。
 - (1) 駐車場使用契約に基づき乙が甲に定期的に支払う固定費用の滞納分(以下「滞納固定費用」といいます)
 - (2) 駐車場使用契約が解除された場合に生じる、解除通知後1ヶ月以内の駐車場使用者の対象駐車場明け渡しまでに発生する固定費用相当額(使用料相当損害金)
2. 乙は、乙が甲に対して負担する保証対象債務の3ヶ月分に相当する金額(前項第1号及び第2号の合計額)を上限として保証を委託する。
3. 丙は、次の債務については、特約なき限りその責を負いません。
 - (1) 固定費用についての遅延損害金及び遅延損害相当金
 - (2) 約定損害金のうち、固定費用相当額を超える部分
 - (3) 違約金(早期解約、駐車場使用契約の解除等違約の原因を問いません)
 - (4) 駐車場使用者の善良なる管理者の注意義務違反によって生じた損害
 - (5) 戦争、地震、火災、風水害、天変地異等不可抗力によって生じた損害
 - (6) 火災、ガス爆発、自殺等駐車場使用者の故意・過失行為によって生じた損害
 - (7) 原状回復費用及び車両撤去費用
 - (8) 訴訟費用
 - (9) 駐車場施設破損等の物損保証
 - (10) その他、本条第1項に含まない債務

第4条(保証委託料)

1. 乙は、丙に対し、保証委託期間中、契約要項に定める保証委託料(以下「保証委託料」という)を、契約要項に定める支払期限及び支払方法に従って支払う。

2. 保証委託料は、事由のいかんを問わず、日割り計算、返還しないものとする。

第5条(保証委託期間)

1. 本契約に基づき委託される保証の期間(以下「保証委託期間」という)は、契約要項に定める駐車場使用契約の開始日から、乙が駐車場使用契約の終了に基づき対象駐車場の明渡しを完了するまでとする。
2. 前項にかかわらず、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時点をもって、本契約は終了する。ただし、当該事由につき丙が所定の方法により承諾した場合はこの限りではない。
 - (1) 本駐車場の用途が変更された場合
 - (2) 乙の駐車場使用契約上の地位が第三者に移転された場合
 - (3) 駐車場使用契約に基づく使用権の譲渡・転貸等がなされた場合又は本駐車場の使用者に追加変更等があった場合
 - (4) 駐車場使用契約の内容に重大な変更があった場合
 - (5) 乙が甲に対して固定費用を支払っているにもかかわらず、保証委託料を支払わない場合

第6条(保証対象債務の履行)

1. 乙が駐車場使用契約に基づく債務の履行の全部又は一部を遅滞したときは、丙は、乙に対して事前の通知をすることなく、甲に対し保証債務の履行をすることができる。
2. 丙が保証債務を履行したときは、乙は丙に対し、以下各号に定める金額をただちに支払わなければならない。
 - (1) 丙の甲に対する保証履行額
 - (2) 丙が甲に対して保証履行した日から支払済みまで年利14.6%の割合による約定遅延損害金
 - (3) 丙の甲に対する保証履行のための費用
 - (4) 丙の乙に対する求償権実行又は保全のために要した費用
3. 乙が駐車場使用契約に基づく債務を履行しないこと又は遅滞することにつき正当な事由がある場合には、乙は丙に対し、当該債務の履行期限の前日までにその事由の存在すること及びその内容を連絡しなければならない。
4. 乙は、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできない。

第7条(事前求償)

1. 乙について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は保証債務の履行前であっても、乙に対し事前に求償権を行使することができる。
 - (1) 駐車場使用契約又は本契約の各条項に一つでも違反したとき
 - (2) 滞納処分、仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始、又は会社更生手続開始の申立があったとき
 - (4) 丙の責に帰すことのできない事由により丙において乙の所在が不明となったとき
 - (5) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
2. 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第461条(主債務者の免責請求)に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾する。

第8条(遅滞情報等の通知)

乙は、保証委託料その他本契約に基づく丙に対する債務の支払いを遅滞した場合、丙が乙に連絡を取ることを目的として、契約要項の緊急連絡先欄又は身元保証人欄記載の連絡先へ連絡をすること、並びに支払い遅滞の事実その他の個人情報を甲及び前記の連絡先等その他合理的に必要な連絡先に通知する場合があることを予め承諾する。

第9条(個人情報の取り扱い)

丙は、乙の個人情報を、丙の「at PARKING online」プライバシーポリシーに従って適切に取り扱う。乙は、丙が当該ポリシーに従って乙の個人情報を取り扱うことについてあらかじめ同意する。

第 10 条(敷金・保証金の充当・返還等)

以下のいずれにも該当する場合、乙は、甲から返還される第 2 号の敷金又は保証金を、第 1 号の求償債権の範囲で丙が乙に代わり受領し、丙が当該求償債権に充当することにつき、あらかじめ同意する。

- (1) 丙が乙に対し求償債権を有する場合
- (2) 乙が甲に対し駐車場使用契約に基づく敷金又は保証金の返還請求権を有する場合

第 11 条(再委託)

丙は、本契約に定める業務の全部又は一部を、丙が選定する第三者に再委託することができる。

第 12 条(登録事項・駐車場使用契約の変更)

1. 乙は、住所、商号、代表者、連絡先その他の丙に届出た事項に変更が生じた場合、丙所定の方法により直ちに書面をもって丙に通知する。
2. 乙が前項の通知を怠ったため、丙からなされた本契約に関する通知が延着又は到着しなかった場合は、当該通知は通常到達するべきときに到達したものとみなす。
3. 乙は、駐車場使用契約又は契約要項の内容を変更する場合、及び、駐車場使用契約が終了した場合は、丙に対して、丙所定の方法により直ちにその旨及び変更内容を通知しなければならない。また、駐車場使用契約の変更は、丙所定の方法により丙の事前の承諾を得ない限り、丙との関係で効力が生じないものとする。

第 13 条(損害賠償)

乙又は乙の使用人、代理人、運転者、同乗者等(以下「乙等」という)がその責めに帰すべき事由により、丙に損害を与えたときは、乙は、甲に生じた一切の損害(弁護士費用を含む。)を賠償しなければならない。

第 14 条(遅延損害金)

乙が、本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、乙は、甲に対し、遅延した額に対する、弁済期の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第 15 条(反社会的勢力の排除)

1. 乙等は、甲に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
2. 乙等は次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 本駐車場又は本駐車場の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - (2) 本駐車場を反社会的勢力に使用させ、又は反社会的勢力を出入りさせること
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いること、又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損すること
3. 甲又は乙が当該表明・保証に違反した場合、その相手方は自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより被った損害の賠償を請求することができる。
4. 当該表明・保証に違反した者は、相手方の解除により被った損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。
5. 甲及び乙は、反社会的勢力との取引関係を有することが判明した場合、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じなければならない。

第 16 条(本保証委託約款の変更)

丙は、必要と認めた場合は、本保証委託約款を変更できる。本保証委託約款を変更する場合、変更後の本駐車場使用約款の施行時期及び内容を適切な方法により周知し、又は乙に通知する。ただし、法令上乙の同意が必要となるような内容の変更の場合は、丙所定の方法で乙の同意を得るものとする。

第 17 条(譲渡禁止)

乙は、本契約に基づく乙の権利及び義務又は契約上の地位を他の第三者に譲渡その他の処分又は転貸することはできない。

第 18 条(協議)

本契約に定めなき事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙及び連帯保証人は誠意をもって協議し、その解決に当たる。

第 19 条(本契約に関する紛争)

1. 本駐車場使用約款は、日本法を準拠法とする。
2. 本駐車場使用約款又は本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

制定 2019 年 10 月 1 日

改定 2020 年 3 月 1 日

改定 2020 年 6 月 16 日

改定 2020 年 8 月 19 日

改定 2021 年 8 月 18 日

【個人情報の取得・利用・提供等に関する条項】

株式会社ハッチ・ワーク(以下、「当社」といいます。)は、事業を通じてお客様からご提供いただきました個人情報の一つ一つがお客様のプライバシーを構成する重要な情報である事を深く認識し、業務において個人情報を取り扱う場合には、确实・大切に扱うと共に、個人情報に関する法律、当社の事業を通じて関係する全ての関係法令及び個人情報保護のために定めた社内規定を、全ての役員、全ての社員が遵守することにより、お客様を尊重し、お客様からの当社に対する信頼にお応えしていきます。

本個人情報の取得・利用・提供等に関する条項(全体を通じて、「本条項」といいます。)は、保証委託契約及び関連する契約(以下、「本契約」といいます。)にあたっての、当社による本契約の申込者(契約者も含まれます。以下、「申込者」といいます。)及び申込者の緊急連絡先又は身元保証人(以下、「第二連絡先」といいます。)の個人情報の取り扱いについて定めたものです。申込者及び第二連絡先は、当社が、本条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意した上で、本契約の申込み等を行ってください。なお、当社が要求する個人情報の提供は任意ですが、申込者及び第二連絡先において当社が必要とする個人情報の提供を行わない場合、本契約を締結することが出来ない場合があることを予めご了承下さい。

第1条(個人情報)

「個人情報」とは、以下に記載されている情報のことをいいます。

- (1) 当社の提供するオンラインサービス「at PARKING online」(以下、「当社サービス」といいます。)上の「お申込みフォーム」(以下、「お申込みフォーム」といいます。)及び当社サービス上の「マイページ」(以下、「マイページ」といいます。)において提供され、記載された氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、本籍地、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、勤続年数、月収、家族構成等の「属性情報」(本契約締結後に当社が通知を受ける等して知り得た変更情報を含みます。)。
- (2) 本契約に関する申込日、保証開始日、賃貸借申込物件詳細等の「契約情報」。
- (3) 本契約に関する契約締結後の使用料支払状況等の「取引情報」(本契約締結後に通知を受ける等して知り得た変更情報を含みます。)。

第2条(利用目的)

当社は、以下の利用目的の範囲内で個人情報を取得・利用致します。

- (1) 「保証委託申込」に関する与信判断のため。
- (2) 「保証委託契約」の履行のため。
- (3) 保証契約の履行に係る債権の求償又は事前求償のため。
- (4) 支払い委託業務を行うため。
- (5) サービスを利用して頂くための基礎情報の登録のため。
- (6) サービス運営上のご連絡のため。
- (7) お知らせなど、当社からの営業のご連絡のため。
- (8) お問い合わせ頂いた案件についてのご回答、ご連絡のため。
- (9) ご請求頂いた資料等の送付のため。
- (10) 各種料金、費用等の支払の決済のため。
- (11) その他上記業務に附随する業務を遂行するため。

第3条(センシティブ情報)

申込者及び第二連絡先は、当社が本契約を締結しようとする者又は申込者の第二連絡先となる者が申込者又は第二連絡先であることに相違ないかを確認するため、本籍地等の情報を含む運転免許証・パスポート等の個人を証明する書類の提出をすることを同意します。

第4条(個人情報の第三者への提供の同意)

1. 当社は取得した個人情報を次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。
 - (1) 法令に基づく場合。

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 申込者及び第二連絡先は、以下の定めに従い、当社が個人情報を第三者(当社が任意に選定する第三者に本契約に定める事務の全部又は一部を再委託した場合の、当該第三者を含みます。)と相互に利用することに同意します。
- (第三者に提供する目的)
- i 賃貸借契約の更新・管理
 - ii 本契約の履行・管理
 - iii 本契約の対象となる賃貸物件が証券化等されている場合には、当該証券化業務の遂行のため
 - iv その他上記目的に附随する業務を遂行するため
- (提供を受けるもの)
- 賃貸物件の所有者(信託銀行など)、新貸主(特別目的会社)、管理会社(プロパティーマネージャー)、資産運用会社(アセットマネージャー)、収納代行会社、事務の再受託者
- (提供される情報)
- 第1条に定める個人情報
- (提供する手段)
- i 配達記録付の郵便、宅配便
 - ii 暗号化された伝送
 - iii FAX

第5条(委託)

当社は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合があります。その場合、当社は、個人情報安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

第6条(個人情報の保護対策)

1. 当社は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取扱いを厳重に管理します。
2. 当社の保有するデータベースシステムについても、アクセスの制限・管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じます。
3. 申込者及び第二連絡先の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏えい等がないよう、必要かつ適切な監督を行います。

第7条(開示対象個人情報の対応について)

1. 申込者及び第二連絡先は、当社が保有する開示対象個人情報について当社の所定の方法により利用目的の通知・開示・利用の停止・消去・第三者への提供の停止を請求することができます。
2. 開示の結果、当社が保有する開示対象個人情報に不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに最新の情報へ訂正・追加又は削除いたします。
3. 当社は、不法に個人情報が取得されたものである場合又は不法に第三者に個人情報を提供した場合に、申込者又は第二連絡先の求めに応じて当該個人情報の利用もしくは第三者への提供(以下、「利用停止等」といいます。)を停止します。ただし、利用停止等を行うことが困難な場合であって本人の権利利益を保護するため必要な代替措置を講じた場合はその限りではありません。
4. 当社は、申込者及び第二連絡先との取引終了後(契約に至らなかった場合は審査結果日から)5年経過後、申込者及び第二連絡先の事前の承諾を得ることなく、個人情報を安全かつ完全に消去

します。

第8条(本条項不同意の場合の処置)

申込者及び第二連絡先が、本契約において必要な記載事項(お申込みフォーム又はマイページで記載すべき事項)の提供及び記載を希望しない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は本契約を拒否することができるものとします。

第9条(審査結果の連絡・有効期限)

申込者及び第二連絡先は、当社が申込者及び第二連絡先からの申込みに基づき、当社が審査した時点の審査結果を貸主、管理会社又は仲介会社へ通知することに同意します。なお、審査結果は審査時点のものであり、契約時点で申込者及び第二連絡先に著しい情報の変動や、申込内容の変更等がある場合には、契約できない場合があっても異議を申し立てません。

第10条(本条項の変更)

当社は、本条項を変更した場合、変更内容が申込者及び第二連絡先に重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、申込者及び第二連絡先に通知もしくは適切な方法で告知するものとします。

第11条(問合せ窓口)

個人情報について、当社の担当窓口は、下記のとおりとなります。個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関してお問い合わせください。

担当部署:株式会社ハッチ・ワーク

個人情報保護管理責任者 管理部責任者

電話番号:03-5772-3621(10:00~17:00 土日祝日休み)

E-mail privacy@hatchwork.co.jp

制定 2019年10月1日

改定 2020年3月1日

改定 2020年6月16日

改定 2020年8月19日

駐車場一時使用契約約款・保証委託契約約款 付則

本書は、株式会社ハッチ・ワークが、駐車場一時使用契約約款の条件に従い締結される駐車場一時使用契約(以下、「駐車場一時使用契約」という。)及び保証委託契約約款の条件に従い締結される保証委託契約(以下、「保証委託契約」という。)その他の関連契約に基づき、賃貸人に対して負う使用料等の引渡債務について、みずほ信託銀行株式会社が重畳的に債務引受を行い、その債務を履行する旨規定するものです。駐車場一時使用契約・保証委託契約その他の関連契約の規定に優先しますので、これらの契約の当事者である賃借人、賃貸人及び賃貸人が選任した代理人は、本書を必ずご確認ください。

1. みずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」という。)は、駐車場一時使用契約・保証委託契約成立時点において、株式会社ハッチ・ワーク(以下、「ハッチ・ワーク」という。)が貸主に対して負う月極駐車場一時使用契約約款第 6 条に定める使用料等の引渡しを行います。
2. みずほ信託銀行は、原則、毎月月初 5 営業日後の日に、貸主に引き渡す使用料等相当額の金銭として、ハッチ・ワーク及びみずほ信託銀行の間で締結された使用料分別管理信託契約(契約番号: 180163)(以下「当該信託」という。)及び信託法(平成 18 年法律第 108 号、その後の改正を含む。)に従い、当該信託に帰属する資産(以下「信託財産」という。)を限度に引渡します。ただし、みずほ信託銀行による引渡し不能となる事由(貸主に起因する場合、ハッチ・ワークによる貸主の使用料等受領口座の指定に誤りがあった場合を含む)が発生した場合には、当該使用料等はハッチ・ワークから引渡すものとし、みずほ信託銀行は再度送金を行う義務を負いません。この場合、みずほ信託銀行は、ハッチ・ワークへ信託財産を交付することで当該引受債務は消滅し、貸主に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。
3. ハッチ・ワークにおいて支払の停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理開始の申立があった場合、みずほ信託銀行は使用料等相当額の金銭を、信託財産を限度に貸主に対して引渡しを行います。ただし、やむを得ない事由によりみずほ信託銀行から貸主に対する引渡しが困難、不可能又は不適切となった場合には、みずほ信託銀行による引渡しが行われず、当該信託が停止・終了する可能性があります。この場合、みずほ信託銀行は、ハッチ・ワークへ信託財産を交付することで当該引受債務は消滅し、引渡しおよび当該信託の停止・終了に起因して貸主に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。
4. 前項に基づきみずほ信託銀行が引渡しを行わず当該信託が停止・終了した場合、ハッチ・ワークは、月極駐車場一時使用契約約款・保証委託契約約款に定める方法によって引渡しを行います。
5. 使用料等の送金に関するお問合せはハッチ・ワークにご連絡ください。

以 上

制定 2019 年 10 月 1 日

改定 2020 年 3 月 1 日

改定 2020 年 6 月 16 日